

佐賀県林業機械等資材高騰対策支援事業補助金に関するQ & A（令和8年8月31日時点）

No.	質問	回答
1	補助対象経費に修理費とありますが、どういった修理が対象となりますか？	部品交換を実施し、高機能化もしくは生産性向上が図られる修理と認められるものを対象とします。
2	機械のベアリング交換については、補助対象となりますか？	交換により、高機能化もしくは生産性向上が図られる場合は補助対象です。
3	機械の走行モーターの交換については、補助対象となりますか？	上記のとおりです。
4	グラップルにウインチを新たに装着する場合、ウインチ部分については補助対象となりますか？	上記のとおりです。
5	機械本体を新たに導入する場合は補助対象となりますか？	林業機械本体（ベースマシン等）の購入については対象外です。
6	機械の運転席の内装やへこみ修理などは補助対象となりますか？	対象外です。
7		
8		
9		
10		